

山口県報

令和2年
1月31日
(金曜日)

目次

- 告示
県が発注する森林整備工事に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等(森林整備課).....一
- 公告
国土調査の成果の認証(政策企画課).....五
県管長穂地区農業競争力強化基盤整備事業変更計画書の縦覧(農村整備課).....五
宇部都市計画特定用途誘導地区の決定に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....五
宇部都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....五
- 人委規則
山口県人事委員会が取り扱う個人情報保護に関する規則の一部を改正する規則.....六
公益的法人等への職員の派遣に関する規則の一部を改正する規則.....六
外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則.....六
- 選管告示
政治団体の名称等.....六
政治団体の異動事項.....七
解散等に係る政治団体の名称等.....七
資金管理団体の名称等.....七
資金管理団体の異動事項.....七
政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称等.....八



山口県告示第二十一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第六十七條の十一第二項の規定により、令和二年度及び令和三年度において県が発注する森林整備工事(次の一に掲げるものをいう。以下同じ。)の契約に係る指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)並びに当該競争入札参加資格の審査(以下「資格審査」という。)の申請の時期及び方法等について、次のとおり定めた。

令和二年一月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 森林整備工事

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十一条第三項に規定する保安施設事業のうち地ごしらえ、植栽、除伐、間伐及び保育に関する工事並びにこれらに類する工事

二 競争入札参加資格

(一) 競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者で、県が発注する森林整備工事の請負対象設計額に応じ、三等級に区分して格付される資格を有するものとする。

1 次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 政令第六十七條の十一第一項の規定において準用する政令第六十七條の四の規定に基づき競争入札に参加することができない者以外の者で、林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号。以下「法」という。)第五条第一項の規定による山口県知事の認定を受けた者
- (2) 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成三十年山口県告示第三百八十一号)二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格(土木一式工事又は造園工事に係るものに限る。以下「建設工事等競争入札参加資格」という。)を有する者。ただし、令和三年度の建設工事等競争入札参加資格が認定された場合には、当該建設工事等競争入札参加資格によるものとする。

2 次のいずれかに該当する者(以下「技術職員」という。)を常時雇用している

者であること。

- (1) 森林法第百八十七条第三項の林業普及指導員資格試験に合格した者（森林法の一部を改正する法律（平成十六年法律第二十号）による改正前の森林法第百八十七条第五項の林業改良指導員資格試験に合格した者を含む。）
 - (2) 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第二条第一項に規定する技術士（森林部門に係る第二次試験に合格した者に限る。）
 - (3) 農林水産大臣から林業作業士（フォレストワーカー）、現場管理責任者（フォレストリーダー）又は統括現場管理責任者（フォレストマネージャー）の登録を受けた者
 - (4) 一般社団法人日本森林技術協会から林業技士の登録を受けた者
 - (5) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校、大学又は高等専門学校（以下「高等学校等」という。）において林業に関する学科を修めて卒業した者であつて、当該高等学校等を卒業した後、森林の施業に係る指導監督及び施工管理に関する業務について一年に六十日以上かつ五年以上（同法による大学又は高等専門学校を卒業した者にあつては、一年に六十日以上かつ三年以上）の実務経験を有する者
 - (6) 森林の施業に係る指導監督及び施工管理に関する業務について一年に六十日以上かつ十年以上の実務経験を有する者
 - 3 常時五人以上の森林の施業に係る作業の経験を有する職員（技術職員を含む。以下「作業職員」という。）を雇用しており、かつ、当該作業職員のうち三人以上の作業職員が労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十九条第三項に規定する特別の教育（労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第三十六条第八号及び第八号の二に掲げる業務に係るものに限る。）を受けた者であること。
 - 4 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。
 - (二) 競争入札参加資格の格付は、作業職員の数を審査して行うものとする。
 - (三) 競争入札参加資格の有効期間は、当該競争入札参加資格が認定された日の翌日から令和四年三月三十一日までの間とする。
- 三 資格審査の申請の時期及び方法
- (一) 申請の時期は、令和二年二月七日以降随時とする。
 - (二) 資格審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書（別記第一号様式。以下「申請書」という。）を知事に提出しなければならない。
 - (三) 申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - 1 法人にあつては登記事項証明書（外国法人にあつては、権限を有する本国の官

憲が証明した同様の書類）、個人にあつては誓約書（別記第二号様式）

2 第五条第一項の認定を受けた者にあつては改善計画認定書の写し、建設工事等競争入札参加資格を有する者にあつては建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し

- 3 二の(一)の2及び3に掲げる要件に該当する者であることを証する書類
- 4 納税証明書（外国法人又は外国人にあつては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類）
- 5 営業所の所在状況を記載した書類
- 6 署名を慣習とする外国法人又は外国人以外の者にあつては、印鑑証明書
- 7 暴力団排除に関する誓約書（別記第三号様式）
- 8 1から7までに掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

(四) 申請書等の作成に用いる言語等

- 1 申請書は日本語で作成をし、その他の書類で外国語で記載されたものは訳文の付記又は添付をしなければならない。
- 2 添付書類に記載する金額については、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載しなければならない。

四 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、申請者に通知する。

五 審査事項等の変更の届出

競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる事項について変更が生じたときは、競争入札参加資格審査事項等変更届（別記第四号様式）に三の(三)に掲げる書類（変更に係るものに限る。）を添えて、知事に提出しなければならない。

- (一) 住所
- (二) 商号又は名称
- (三) 代表者の氏名
- (四) 第五条第一項の認定
- (五) 建設工事等競争入札参加資格
- (六) 営業所の名称及び所在地
- (七) 使用印鑑
- (八) 代理人

別記

第 1 号様式

※受付番号	※登録番号
-------	-------

※ 受 付

競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

申請者 住所

番号又は名称

代表者氏名

(電 話)

(フaxesミニリ)

局 局 (番)

年度及び

年度において山口県が発注する森林整備工事に係る競争

入札に参加したいので、競争入札参加資格の審査を関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないこと並びに県から確認書類の提示等の要請があった場合においては、いつでも応じることを誓約します。

作 業 職 員 の 数	(A)		人 数
	資 格 等 の 名 称	人	
(A) の うち 技 術 職 員 の 数			人
(A)の うち 安全衛生教育を受けた者の数			人

注 1 ※印欄は、記入しないこと。

2 署名を慣習とする外国法人又は外国人にあっては、「申請者」欄への押印は要しないこと。

3 「(A)のうち技術職員の数」欄は、同一人が二以上の資格等を有する場合には、そのうちの主要一の資格等により記入すること。数「欄は、労働安全衛生法第59条第3項に規定する特別の教育(労働安全衛生規則第36条第8号及び第8号の2に掲げる業務に係るものに限る。)を受けた者の数を記入することとする。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第 2 号様式

誓 約 書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 住所 氏名

⑮

私は、成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ないものいずれにも該当しないことを誓約します。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第3号様式

暴力団排除に関する誓約書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 住 所
商号又は名称
代表者氏名 (印)

山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領別表1措置基準第16号から第22号までに該当しないことを誓約します。

また、入札参加資格取得後においては、同基準第16号から第22号までに該当する行為を行わないことを併せて誓約します。

山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領別表1措置基準抜粋

(暴力団排除)

- 16 役員等又は有資格業者の経営に事実上参加している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する団体（以下「暴力団」という。）又は暴力団対策法第2条第6号に規定する者（以下「暴力団員」という。）又は暴力団の構成員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者及び暴力団に資金や武器を配給するなどして、その組織の維持、運営に協力し若しくは関与する者（以下「暴力団準構成員」という。）であるとき。
- 17 役員等が業務に関し、不正に暴力団又は暴力団員及び暴力団準構成員（以下「暴力団関係者」という。）を使用したと認められるとき。
- 18 役員等若しくは使用人が、いかなる名義をもってするを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して金銭、物品その他財産上利益を不当に与えたと認められるとき。
- 19 役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 20 役員等が、暴力団又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしているとき。
- 21 県工事を施工するに当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、下請契約を締結したとき。
- 22 県工事を施工するに当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、資材・原材料等の購入、機材等の借入れ、又は産業廃棄物処理施設の使用をしたとき。

注 申請時においては、第6号から第20号までの規定中「役員等」とあるのは「申請者、申請者の役員及びその支店又は営業所（常時、森林整備工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者」と、第6号中「有資格業者」とあるのは「申請者」と、第7号中「使用した」とあるのは「使用している」と、第8号中「使用人」とあるのは「申請者の使用人」と、「与えた」とあるのは「与えている」と、第2号中「締結した」とあるのは「締結している」と、第22号中「した」とあるのは「している」と読み替えるものとする。

第4号様式

競争入札参加資格審査事項等変更届

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
届出者 住 所
商号又は名称
代表者氏名 (印)

(電 話 局 番)
(フアクシミリ 局 番)

下記のとおり 年 月 日から 年 月 日までの間の競争

入札参加資格に係る審査事項等に変更が生じたので、関係書類を添えて届け出ます。

記

変 更 事 項	変 更 年 月 日	変 更 の 内 容	
		変 更 前	変 更 後

注 署名を慣習とする外国人又は外国人にあっては、「届出者」欄への押印は要しないこと。備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。



(一四) 国土調査の成果の認証
国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

令和二年一月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
萩市	平成二十八年四月一日から平成三十一年一月二十九日まで	萩市地籍図	大井の一部
岩国市	平成二十九年四月一日から平成三十年八月二十一日まで	岩国市地籍図	錦町宇佐郷の一部
周南市	平成二十八年四月一日から令和元年十月九日まで	周南市地籍図	大字湯野の一部

二 認証年月日

令和二年一月三十一日

(一五) 県営長穂地区農業競争力強化基盤整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、県営長穂地区農業競争力強化基盤整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和二年一月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧に供する書類

県営長穂地区農業競争力強化基盤整備事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

令和二年二月三日から同月二十五日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(一六) 宇部都市計画特定用途誘導地区の決定に係る図書の写しの縦覧
宇部市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定による宇部都市計画特定用途誘導地区の決定に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和二年一月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

宇部都市計画特定用途誘導地区

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(一七) 宇部都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧

宇部市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による宇部都市計画特別用途地区の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和二年一月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

宇部都市計画特別用途地区

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課



山口県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年一月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第一号

山口県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

山口県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成十四年山口県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表身体障害者を対象とした職員採用選考の成績の項中「身体障害者」を「障害者」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

公益的法人等への職員の派遣に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年一月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第二号

公益的法人等への職員の派遣に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣に関する規則（平成十四年山口県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第二十二條第一項」を「第二十二條」に改める。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年一月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第三号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和六十三年山口県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第二十二條第一項」を「第二十二條」に改める。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。



山口県選挙管理委員会告示第三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和二年一月三十一日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備考 (年、月、日)
石井和幸後援会	吉村 明彦	石井 君子	美祿市大嶺町北分673		令和元、12、10
井上孝志後援会	新家 司一	石川 教雄	美東町大田2408の1		" " 23
岩国の自立をめざす2020	岡村 寛	佐々木春行	岩国市岩国2丁目2番25号		" " 27
江崎かよこ後援会	江崎加代子	江崎 龍夫	周南市大字須々万本郷2788の12		" " 12
河村龍男後援会	河村 龍男	河村 律子	光市中央6丁目20番2号		" " 26
小池かずまさ後援会	小池 一正	小池智恵子	周南市新宿通5丁目3番10号		" " 12

藤井敏通後援会	藤井 敏通	藤井 典子	美祿市美東町榎木6/7	〃	〃	6
---------	-------	-------	-------------	---	---	---

山口県選挙管理委員会告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七條第二項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和二年一月三十一日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		備考 (年月日)
			新	旧	
自由民主党熊毛支部	尾崎 隆則	会計責任者	岩本 玄也	上田 悟	令和元、 12、 16
浅本てるあきサポーターズ	内富 守	代表者	内富 守	藤村 昭二	〃 〃 25
小林雄二後援会	立野ニッセ	会計責任者	小林 光代	西村 俊徳	〃 〃 4
宮本てるお後援会	川上 和恒	事務所	宇部市床波/宇部6番/3号	宇部市床波/宇部10番/0号	〃 7、16
宮本てるお励ます会	宮本 輝男	〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃

山口県選挙管理委員会告示第五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七條第一項の規定による届出があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和二年一月三十一日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
秋山けんじ後援会	秋山 賢治	秋山 美美	下関市武久西原台6番/号	令和元、 11、 30

菅原あきら後援会	吉田 和久	伊藤 由昭	〃	長府港町/3番/号	〃	〃
明友会	菅原 明	吉田 和久	〃	〃	〃	〃

山口県選挙管理委員会告示第六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九條第二項の規定による届出があった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和二年一月三十一日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資 金 管 理 団 体	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考 (年月日)
江崎加代子	周南市議会議員	江崎かよこ後援会	周南市大字須々万本郷2788の12	江崎加代子	令和元、 12、 12
小池 一正	〃	小池かずまさ後援会	新宿通5丁目3番/0号	小池 一正	〃 〃 〃

山口県選挙管理委員会告示第七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九條第三項の規定による届出があった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

令和二年一月三十一日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異 動 事 項	異 動 内 容		備考 (年月日)
			新	旧	
宮本 輝男	宮本てるお励ます会	事務所 公職の種類	宇部市床波/宇部6番/3号 山口県議会議員	宇部市床波/宇部10番/0号 宇部市議会議員	令和元、 7、 16 平成31、 4、 29

令和二年一月三十一日発行

発行人所

山口県知事庁

山口県選挙管理委員会告示第八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和二年一月三十一日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	備考 (資金管理団体でなくなった年月日)
菅原 明	明友会	令和元、1、30